

土地改良事業等補助金交付要綱

(平成 8 年 4 月 1 日 制定)

(令和 7 年 4 月 1 日 最終改正)

(趣旨)

第 1 条 知事は、農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期するため、市町村、一部事務組合、土地改良事業団体連合会、農業協同組合、農地保有合理化法人及び共同施行者、その他知事が適当と認める者（以下「団体等」という。）が行う土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業の種類、採択基準、及び補助率は、別表 1（第 2 条関係）のとおりとする。

(補助金の交付申請及び補助金交付決定前着手)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付申請書（第 1 号様式）を知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする団体等は、補助金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届（第 1 号の 2 様式）を知事に提出しなければならない。ただし、対象事業は、別表 1（第 2 条関係）に掲げる 1 の 1）、2）、3）、5）、6）、2、3、5、6、9、10、11、12、13、14、15、17 及び 18 の事業とする。

(交付決定の通知)

第 4 条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書に、当該事業の目的を達成するために必要な事項及び補助金返還の条件を付して、申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知しなければならない。

(事業内容・経費の配分及び補助額増減の変更)

第 5 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）及び補助額増減の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第 2 号様式）を知事に提出して、事前に承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 工種の新設又は廃止
- (2) 工種別の事業量の 30 パーセントを超える増減
- (3) 施工箇所・工事目的物の構造又は工法の変更
- (4) 別表 1（第 2 条関係）の 17 の事業における事業種類(1)から(19)と事業種類(20)との間における経費の配分の変更

(完了予定日の変更)

第 6 条 補助事業者は、補助金が予定期間内に完了することが困難となったときは、予定期間延長承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出して、事前に承認を受けなければならない。

(申請の取り下げ)

第 7 条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付

決定の通知を受けた日から 30 日を経過した日までに行わなければならない。

(着手報告)

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合は、遅滞なく事業に着手し、事業の着手後は速やかに着手報告（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 天災地変その他特別な特別な理由により事業着手できないときは、速やかにその旨を書面で知事に報告しなければならない。

(遂行状況報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の遂行について、補助金の交付があった年度の各四半期（第 4 四半期は除く。）の末日現在の状況を、当該四半期の最終月の翌月の 10 日までに遂行状況報告書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払請求)

第 10 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、事業補助金等の概算払請求書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認があったときを含む。以下同じ）は、その日から 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金交付決定のあった年度において完了しなかった補助事業については、翌年度の 4 月 15 日までに年度末実績報告書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の精算払請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、事業補助金等の精算払請求書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

(書類等の経由等)

第 13 条 この要綱により、知事に提出する書類等は、所轄の農林土木事務所又は農林水産振興センターを経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 8 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 事業採択年度又は事業実施年度において離島の指定解除がなされた場合、当該離島に対する補助金の取り扱いについては、事業完了までの間なお従前の例による。
- 3 下記事業における補助率は別表 1 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 17 年度	95%
平成 18 年度	90%
平成 19 年度	85%
平成 20 年度	80%

記

1. 諸土地改良事業 1) 調査設計事業 (1) 調査設計事業
1. 諸土地改良事業 2) 農業農村整備実施計画策定事業 (1) 農業農村整備事業実施計画策定事業
1. 諸土地改良事業 2) 農業農村整備実施計画策定事業 (2) 農村振興総合整備実施計画策定事業

- 4 下記事業における補助率は別表 1 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 18 年度	95%
平成 19 年度	90%
平成 20 年度	85%

記

1. 諸土地改良事業 3) 農村総合整備推進事業 (2) 農業集落排水維持適正化事業

- 5 下記事業における補助率は別表 1 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

むらづくり交付金事業について

農村振興総合整備事業からの移行地区	85%以内 (離島にあつては 88%以内)
地域用水環境整備事業からの移行地区	82%以内 (離島にあつては 85%以内)
集落地域備事業からの移行地区	85%以内 (離島にあつては 90%以内)
農業集落排水事業からの移行地区	85%以内 (離島にあつては 90%以内)
田園空間整備事業からの移行地区	2.5/3 以内

農地防災事業のうち、ため池等整備事業について

平成 18 年度以前の採択地区	100%以内
-----------------	--------

- 6 下記事業における補助率は別表 1 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 30 年度以前の採択地区で、農業水利施設保全合理化事業からの移行地区 80%以内

平成 30 年度以前の採択地区で、農業基盤整備促進事業からの移行地区 90%以内

記

1. 農業水路等長寿命化・防災減災事業

- 7 下記事業における補助率は別表 1 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

令和 4 年度以前の採択地区で、農地耕作条件改善事業からの移行地区 90%以内 (離島にあつては 95%以内)。ただし、土地改良法に基づく事業については 91%以内 (離島にあつては 95.5%以内)

記

1. 畑作等促進整備事業

附 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 9 月 25 日から施行し、平成 9 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 7 月 31 日から施行し、平成 10 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 3 日から施行し、平成 12 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行し、平成 13 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 6 月 25 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 11 月 5 日から施行し、平成 15 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 8 日から施行し、平成 16 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月15日から施行し、平成17年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月24日から施行し、平成18年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月3日から施行し、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月2日から施行し、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月3日から施行し、平成20年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月13日から施行し、平成24年度一般会計補正予算（第5号）に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月20日から施行し、平成25年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月13日から施行し、平成26年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成27年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月23日から施行し、平成28年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月22日から施行し、平成28年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月16日から施行し、令和元年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月17日から施行し、令和2年度一般会計予算に係る補助金から適

用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度一般会計予算に係る補助金から適用する。
- 2 事業主体は、下記事業の実施にあたり、次の各号に掲げる書類等を整備しなければならない。ただし、(5)から(9)までの書類については、工事を請負施行する場合であって当該工事請負契約書にこれらを整備する旨定められている場合には、事業主体は当該書類を整備することを要しない。
 - (1)現金出納に関する帳簿
 - (2)経費の整理に関する帳簿
 - (3)負担金又は賦役の徴収を証明する帳簿
 - (4)出面を証明する帳簿
 - (5)工費用資材等の検収及び受払いを証明する帳簿
 - (6)工事日誌
 - (7)工事の出来高を証明する帳簿
 - (8)工事の施行を示す写真
 - (9)その他工事の施行を証明する書類

記

1. 土地改良施設突発事故復旧事業

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月29日から施行し、令和3年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度一般会計予算に係る補助金から適用する。
- 2 第3条第2項における補助金交付前着手については、令和4年4月1日より適用する。
- 3 補助率において、令和4年度以前新規採択については、次のとおりとする。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業のうち、(2)対策工事、(3)緊急工事について

令和4年度以前の新規地区 88%以内

農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち、(1)長寿命化対策について

令和4年度以前の新規地区 88%以内

農地保全整備事業について

令和 4 年度以前の新規地区 90%以内（離島にあつては 95%以内）
ため池等整備事業について

令和 4 年度以前の新規地区 91%以内（離島にあつては 95.5%以内）
土地改良施設突発事故復旧事業について

令和 4 年度以前の新規地区 81%以内
水質保全対策事業について

令和 4 年度以前の新規地区 87.5%以内（離島にあつては 90%以内）
農村集落基盤再編・整備事業のうち、1）集落基盤再編事業について

令和 4 年度以前の新規地区 82%以内（離島にあつては 85%以内）

ただし、上記における「ほ場整備」「農用地開発」及び「農用地の改良又は保全」においては、本島にあつては 2.0%、離島にあつては 1.5%を加算する。

農村集落基盤再編・整備事業のうち、2）中山間地域総合整備事業について

令和 4 年度以前の新規地区 87.5%以内（離島にあつては 90%以内）

農業基盤整備促進事業について

令和 4 年度以前の新規地区 90%以内（離島にあつては 95%以内）

ただし、土地改良法に基づく事業については 91%以内（離島にあつては 95.5%以内）

農地耕作条件改善事業について

令和 4 年度以前の新規地区 90%以内（離島にあつては 95%以内）

ただし、土地改良法に基づく事業については 91%以内（離島にあつては 95.5%以内）

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 10 月 17 日から施行し、令和 5 年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度一般会計予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度一般会計予算に係る補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前のとおりとする。